平成17年(行ケ)第10637号 特許取消決定取消請求事件(平成18年2月 7日 口頭弁論終結)

> 判 決 日東電工株式会社 代表者代表取締役 訴訟代理人弁理士 籾 井 靖 畠 田 同 特許庁長官 被 中 嶋 誠 告 滋 指定代理人 末 政 上 野 信 同 博 畄 孝 同 田 之 同 宮 正 下

特許庁が異議2003-70727号事件について平成17年6月 24日にした決定を取り消す。

訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、特許庁は、平成17年6月24 日、異議2003-70727号事件について特許第3327410号(発明の名 称・偏光板及び液晶表示装置、特許権者・原告、以下「本件特許」という。)の請 求項1ないし3に係る特許を取り消す旨の決定をしたが、同請求項1ないし3につ 平成18年1月5日、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認容する訂 正審決が確定したから、決定は取り消されるべきである旨述べた。

本件特許の請求項1ないし3につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする 訂正を認容する訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると,決 定は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、

この誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、決定は取消しを免れない。 3 以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを相当 と認め、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官 篠原勝美

> 宍戸 裁判官 充

> 裁判官 柴田義明